



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 201 号

平成 26 年 8 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431

## 旧大阪商船

八角形の塔が美しい建物



1917年(大正6年)に建築されました。



## きくまるのちょっと教えて！

きくまる 「部長、今年1月に契約した駐車場の請求書が来ているんですけど…  
ちょっと変ですよ」

部長 「どうしたんだい」

きくまる 「3月中に支払わないといけないんですが消費税が8%で請求されて  
いるんですよ！」

部長 「たしか××不動産屋の駐車場は翌月分を前月末までに支払うんだった  
よな…」(注1)

きくまる 「3月中に支払っているのに8%の消費税っておかしくないですか？」

部長 「そうだよな～。逆に、〇〇不動産の駐車場は4月に払っているのに5%  
の消費税支払だよな」(注2)

きくまる 「あそこは後払いなんで、3月分を4月に支払っているんですよ。ね。  
これってだまされているんですかね～」

### 【解説】

新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます。

(注1) 平成26年4月分の賃借料であり、施行日以後である平成26年4月分の資産の貸付の対価として受領するものであるから、4月末日における税率(8%)が適用されます。

(注2) 平成26年3月分の賃借料であり、施行日前である平成26年3月分の資産の貸付の対価として受領するものですから、支払期日を4月としている場合であっても、3月末日における税率(5%)が適用されます。

※ 施行日とは、平成26年4月1日です。

# こんなに変わる 消費税!!

平成 26 年 4 月より消費税率が 8%に改正されました。

簡易課税適用制度で消費税を計算するとこれからは下の表のように変わります。

納税する際にあわてないよう事前にしっかりと準備しておきましょう。

【改正前】平成 26 年 1 月～ 3 月分 . . . . . 5%

区 分	卸売業 (第 1 種事業)	小売業 (第 2 種事業)	魚業、製造業 建設業など (第 3 種事業)	飲食業、金融 保険業など (第 4 種事業)	不動産業、運輸業 サービス業など (第 5 種事業)
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%
年間課税売上高	年間税額	年間税額	年間税額	年間税額	年間税額
万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	5	10	15	20	25
2,000	10	20	30	40	50
3,000	15	30	45	60	75
4,000	20	40	60	80	100
5,000	25	50	75	100	125

【改正後】平成 26 年 4 月～ 12 月分 . . . . . 8%

みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%
年間課税売上高	年間税額	年間税額	年間税額	年間税額	年間税額
万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	8	16	24	32	40
2,000	16	32	48	64	80
3,000	24	48	72	96	120
4,000	32	64	96	128	160
5,000	40	80	120	160	200

【例】 建設業者が、年間課税売上高 2,000 万円で簡易課税を選択した場合



※ ( 30 万円 × 3/12 ) + ( 48 万円 × 9/12 ) = 43.5 万円

6月に下記の税務相談所で専担税理士が交代いたしました。  
宜しく願いいたします。

税務相談所名	新専担税理士名	
門司税務相談所	もと 本 むら 村 けんいちろう 健一郎	税理士
若松税務相談所	はま 浜 さき 崎 たかし 恭	税理士
戸畑税務相談所	の 野 むら 村 かず 和 ひろ 弘	税理士

北九州市内の各区に一ヶ所ずつあります。

### ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所 〒801-0863 門司区栄町2番3号ニッチクビル3階 TEL 332-2380 FAX 321-2380  
 小倉税務相談所 〒802-0081 小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階 TEL 531-2431 FAX 531-2451  
 小倉南税務相談所 〒802-0804 小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階 TEL 951-3033 FAX 922-6008  
 若松税務相談所 〒808-0034 若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階 TEL 771-3726 FAX 771-5692  
 八幡税務相談所 〒805-0061 八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階 TEL 681-4538 FAX 671-1559  
 八幡西税務相談所 〒807-0856 八幡西区八枝3丁目7番19号 TEL 603-4777 FAX 603-4779  
 戸畑税務相談所 〒804-0082 戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階 TEL 871-7651 FAX 871-7656